

空気調和機器稼働事業について

飛行場（芦屋、築城、新田原、鹿屋、目達原、大村）周辺において、九州防衛局（旧福岡防衛施設局）の補助により防音工事を実施した住宅に住んでいる方のうち、生活保護等を受けている方で、防音工事により設置した空気調和機器（換気扇及び冷暖房機。以下「エアコン等」といいます。）の使用に伴う電気代を支払っている方に対し、電気代の一部補助を行っています。

つきましては、補助の内容と申し込み方法等をお知らせしますので、補助金の交付を希望される方は、以下の方法によりお申してください。

1 補助の内容

(1) 稼働費と(2) 地方事務費を合算した額。

(1) 稼働費

アとイを合算した額。ただし、稼働費の補助限度額（10,470円）を超えないものとします。

ア 防音工事によるエアコン等の設置に伴い増加した電気の基本料金
（ただし、防音工事に伴う基本料金の増加が無い場合については補助対象となりません。）

イ 防音工事により設置したエアコン等の稼働に伴い増加した毎年6月1日から9月30日までの期間における電力量料金

(2) 地方事務費

補助金等交付申請書の郵送費：110円

2 お申し込み方法

添付の「空気調和機器稼働事業補助金交付申込書」（以下「交付申込書」といいます。）又は皆様方に配付した交付申込書（新たに補助金の交付を希望される方は九州防衛局へご連絡ください。）に必要事項を記入のうえ、以下に記載している必要な書類（正本1部）を添付して、補助金を希望する年度の11月29日までに九州防衛局へ到着するよう提出（郵送）してください。

【交付申込書に必要な書類】

ア 申込者が、補助金を申し込む年度において、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条に規定により支援給付を受けている者であることを証明する書類。

イ 電気料金領収書

電気料金領収書がない場合は、電力会社が発行する支払証明書（発行手数料は、補助の対象になりませんのでご注意ください。）

3 注意点

- (1) 皆様からいただいた個人情報については、九州防衛局が厳正に管理します。
- (2) 補助額算定の結果、稼働費が10円未満となる場合には、稼働費及び地方事務費とも補助することができません。
- (3) 電気料金の滞納分については、補助することができない場合があります。
- (4) この補助金は、生活保護法及び中国残留邦人等支援法上、収入として認定しない取扱いになっていますので、この補助金を受けられても生活扶助費は減額されません。
- (5) 国の補助により、太陽光発電システムを設置されている方は、補助を受けることができません。

4 お問い合わせ

補助の内容等について、ご不明な点がありましたら以下へお問い合わせください。

担当部署：九州防衛局 企画部 防音対策課

所在地：〒812-0013

福岡市博多区博多駅東2-10-7

電話番号：092-483-8824

空気調和機器稼働事業補助金交付申込書

令和 年 月 日

九州防衛局長 殿

(電話)

交付希望者 住 所

氏 名

防音工事により設置した空気調和機器を稼働させ、又は稼働し得るよう維持するため、空気調和機器稼働事業補助金の交付を受けたいので、下記により申し込みます。

記

1 申込内容

- (1) 令和 年 月分から令和 年 月分までの空気調和機器の設置に伴い増加した電気の基本料金
- (2) 令和 年 月から令和 年 月までの電力量料金

- 2 補助の対象期間中に生活保護法第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条の規定により支援給付を受けている者（以下「被保護者等」という。）でなくなる予定（該当するものを○で囲む）
- なし あり（令和 年 月頃）

3 補助金の振込先

銀行等名	
本・支店名	
口座種別	
口座番号	
フリガナ 口座名義	

添付書類：被保護者等であることを証明する書類

空気調和機器稼働事業補助金について

- 1 この申込書は、空気調和機器稼働事業補助金の交付の対象として適正かどうかを審査するため、提出していただくものです。
- 2 補助金の交付の対象となる方
国（地方防衛（支）局）の補助により防音工事を実施した住宅に住んでいる方のうち、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条に規定する支援給付を受けている方で、防音工事により設置した空気調和機器（エアコン等）を稼働させ、又は稼働し得るよう維持する事業を行う方が補助金の交付の対象となります。
- 3 補助金の交付の対象となる経費のうち電力量料金については、防音工事により設置した空気調和機器を補助の対象期間中に稼働させなければ、補助の対象とはなりません。
- 4 補助金の振込先に記入する内容については、必ず通帳等でご確認の上、記入して下さい。
記入内容に誤りがあつた場合には、補助金をお支払いすることができないこととなります。
- 5 この申込書には、申込者が生活保護法第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条に規定する支援給付を受けている者であることを証明する書類1通を添付することとなります。
- 6 個人情報の利用目的
この申込書に記載された個人情報は、空気調和機器稼働事業補助金の交付に関する業務を遂行するために利用されます。
- 7 空気調和機器稼働事業について、御不明な点がございましたら次の地方防衛局にお問い合わせください。

問い合わせ先

九州防衛局 企画部 防音対策課
福岡市博多区博多駅東2-10-7
Tel 092-483-8824 (直通)

以上